

## 山梨県ふぐ処理者認定試験実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、山梨県ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定の手続を定める要綱（以下「要綱」という。）第7条第5項の規定に基づき、要綱第5項第1号に規定するふぐ処理者認定試験（以下「認定試験」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (試験事務)

第2条 認定試験の事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受験願書、試験案内等の作成
- (2) 試験の実施に係る周知
- (3) 試験問題の作成
- (4) 試験問題の決定
- (5) 受験願書の受付、受験者名簿の作成及び受験票の発送
- (6) 試験の実施
- (7) 採点の実施
- (8) 合格者の決定
- (9) 合格者台帳の整備
- (10) 合格通知書の作成
- (11) 合格者の発表及び合格通知書の発送
- (12) 受験者の科目別得点及び総合得点の開示
- (13) 試験の問題及び正答の公開

### (試験委員会)

第3条 知事は、認定試験を公正かつ適正に実施するため、試験問題の作成及び可否の検討の事務を担当する委員会（事項において「試験委員会」という。）を開催するものとする。

2 試験委員会の構成員は、ふぐに関する知識及び技術等に優れた者及び食品衛生行政担当者のうちから知事が選任するものとする。

### (試験の実施等)

第4条 認定試験は、1年度につき1回実施するものとする。ただし、他に定める場合にあつてはこの限りでない。

2 認定試験の実施に当たっては、受験の申込み方法、試験の日時、場所等の情報を試験案内として、その属する年度の4月に公開するものとする。

3 受験願書の様式は、試験の都度定めるものとする。

(試験の方法、審査等)

第5条 認定試験の試験時間は、次の各号に掲げる科目につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、第1号に掲げる学科試験の一部を免除する場合には、その免除する科目に割り当てた時間数を減じるものとする。

(1) 学科試験 90分

(2) ふぐの種類鑑別に係る実技試験 5分

(3) ふぐの処理と鑑別に係る実技試験 20分

2 認定試験の方法、審査等は、別表第1のとおりとする。

3 実技試験の審査を行う者は、ふぐに関する知識及び技術等に優れた者のうちから知事が選任するものとする。

(合格判定基準)

第6条 認定試験の合格者は、別表第2により判定するものとする。

(合格発表等)

第7条 合格者の発表は、受験番号を県庁防災新館東側掲示板、県内各保健福祉事務所(保健所)の掲示板に掲示するとともに、県ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 知事は、次に掲げる事項を記載する合格者名簿を作成するとともに、当該合格者に合格通知書(要綱第1号様式)を交付するものとする。

(1) 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者にはその国籍)、氏名及び生年月日

(2) 試験に合格した年月

(科目別得点及び総合得点の開示)

第8条 知事は、受験者本人(未成年者又は成年被後見人にある場合は、その法定代理人)から科目別得点及び総合得点に係る開示請求があったときは、山梨県個人情報保護条例(平成17年条例第15号)その他関係規則に定める手続によりこれを開示するものとする。

2 前項の開示請求を口頭により受け付ける期間は、合格発表の日の翌日から起算して1か月とする。

(試験問題等の公開)

第9条 試験問題及び学科試験に係る正答は、県民情報センターに備付け、及び県ホームページに掲載することにより、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により閲覧に供する日は、山梨県の休日を定める条例(平成元年条例第6号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日とし、閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(文書の取扱い)

第10条 試験に関する文書の保存及び保存文書の廃棄は、山梨県行政文書管理規程(平成18年訓令甲第7号)に定めるとおりとする。

2 前項の規定により取り扱う試験に関する文書の保存期間は、次の各号に掲げる文書の種別につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 試験問題の作成に係る文書、受験願書及び合格者の決定に係る文書 5年
- (2) 合格者名簿 永年
- (3) その他の文書 1年

(試験実施機関の指定)

第11条 要綱第7条第4項の規定により知事が指定する者(以下「試験実施機関」という。)が行う事務の範囲は、第2条各号に掲げる事項の全部又は一部とする。

2 試験実施機関は、主として食品衛生に関する事業を行う法人とする。

3 要綱第7条第4項の規定により指定を受けようとする者は、ふぐ処理者認定試験実施機関指定申請書(第1号様式)に試験問題の作成方法その他のふぐ処理者認定試験の適正な実施のために必要な事項を記載した試験事務実施計画書を添えて知事に申請するものとする。

4 知事は、前項の申請者が担当しようとする事務を適正に処理することができることを認めるときは、この者を試験実施機関に指定し、ふぐ処理者認定試験実施機関指定書(第2号様式)を交付するものとする。

(試験実施機関による事務の取扱い)

第12条 第3条から第10条までの規定は、知事が試験実施機関に担当させることとした事務について準用する。この場合において、第3条、第5条第3項、第7条第2項及び第8条第1項中「知事」とあるのは「試験実施機関」と、第8条第1項中「山梨県個人情報保護条例(平成17年条例第15号)その他関係規則等に定める手続」とあるのは「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令の規定」と、第9条第1項中「県民情報センターに備付け、及び県ホームページに掲載」とあるのは「試験実施機関が定める場所に備付け、及び試験実施機関のホームページに掲載」と、第9条第2項中「山梨県の休日定める条例(平成元年条例第6号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日とし、閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時まで」とあるのは「試験実施機関が定めるとおり」と、第10条第1項中「山梨県行政文書管理規程(平成18年訓令甲第7号)に定める」とあるのは「山梨県行政文書管理規程(平成18年訓令甲第7号)に準じ、試験実施機関が定める」とする。

2 試験実施機関が受験者から受験料を徴収する場合にあっては、知事は、認定試験の実施に係る一切の経費を負担しない。ただし、試験を受ける機会を確保するため必要があると認めるときは、この限りでない。

(試験実施機関における遵守事項)

- 第13条 試験実施機関として指定を受けた者は、認定試験を実施する日の6月前までに、その担当する事務に係る実施計画書を知事に提出するものとする。
- 2 第2条第3号の事務を担当する試験実施機関は、その作成した試験問題及び正答につき、試験実施日の3月前までに、知事の確認を受けるものとする。
- 3 第2条第3号又は第4号の事務を担当する試験実施機関は、その担当する試験を実施する日より前に、問題又は正答を漏えいしてはならない。
- 4 第2条第6号の事務を担当する試験実施機関は、認定試験を実施したときは、速やかにふぐ処理者認定試験実施報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。
- 5 第2条第8号の事務を担当する試験実施機関は、認定試験の合格者を決定したときは、ふぐ処理者認定試験合格者決定報告書(第4号様式)を速やかに知事に提出するものとする。
- 6 第2条第5号から第12号までの事務を担当する試験実施機関は、認定試験の実施により知り得た個人情報(山梨県個人情報保護条例第2条第2項に規定するものをいう。以下この号において同じ。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(その業務に従事している者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないための措置を含む。)を講じなければならない。

(指定の解除)

- 第14条 試験実施機関は、指定に係る事務の担当を辞退しようとするときは、辞退の日の30日前(辞退の日が第11条第4項の規定により指定を受けた日から起算して30日に満たないときは、辞退の日前)までに、ふぐ処理者認定試験実施機関指定解除申請書(第5号様式)を知事に提出し、指定解除の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により申請のあった指定解除について承認するときは、ふぐ処理者認定試験を受験しようとする者又は受験した者が不利益を被らないよう必要に応じて条件を付したうえで、指定解除承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた試験実施機関は、辞退の日から15日以内に、既に交付を受けている指定証及びその保有するふぐ処理者認定試験に係る個人情報を知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表第1（第5条関係）

### 一 学科試験

#### ア 科目及び配点

科目		問題数	配点	満点
水産食品の衛生に関する知識		3問	各5点	15点
ふぐに関する 一般知識	関係法規	5問	各3点	15点
	ふぐの種類と鑑別	4問	各4点	16点
	ふぐの処理と鑑別	9問	各3点	27点
	ふぐの一般知識	9問	各3点	27点
合計		30問	—	100点

#### イ 実施方法

多肢択一式の筆記試験とし、一つの設問に対して適当と考えられる答が一つのみある出題形式とする。

出題において、要綱で定める用語はその定義で用い、ふぐの名称は標準和名を用いる。

要綱別表第I号の注に該当する者は、水産食品の衛生に関する知識の科目の試験を受けることを要さない。この場合において、第5条第1項ただし書き中「その免除する科目に割り当てた時間数」とあるのは「9分」とする。

#### ウ 審査方法

正しい選択肢を解答した設問の配点を得点とする。

要綱別表第I号の注の規定により水産食品の衛生に関する知識の科目の試験を免除された者にあつては、85点を満点とする。

### 二 実技試験

#### ア 科目及び配点

科目	配点	満点
ふぐの種類と鑑別（以下、この科目に係る実技試験を「鑑別試験」という。）	1種類のふぐにつき20点	100点
ふぐの処理と鑑別（以下、この科目に係る実技試験を「処理試験」という。）	エ(2)に掲げる表による	100点

#### イ 使用するふぐの種類

「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知）の別表1又は別表1の2に掲げる種類とする。

## ウ 実施方法

### (1) 鑑別試験

実物 5 種類のふぐの外観から、その標準和名を解答欄に筆記させる方法とする。

### (2) 処理試験

ふぐの衛生的な取扱い及び処理の技術を確認する試験としては、用意された丸ふぐ 1 尾を解体処理し、食用可能な部位は「可食部位」の札の前にあるバットに、不可食部位は「不可食部位」の札の前にあるバットに、それぞれ置かせる方法とする。

内臓の識別を適切に行うことができるかを確認する試験としては、臓器の名称（肝臓、腎臓、脾臓、心臓、胆嚢、卵巣、精巣、生殖巣、消化管（胃腸））が記入されている札の中からそれぞれ該当するものを選び、各臓器の上に置かせる方法とする。

## エ 審査方法

### (1) 鑑別試験

正しい標準和名を解答した場合に、1 種類のふぐにつき 20 点の得点とする。

### (2) 処理試験

次表左欄に掲げる審査事項につき同表中欄に掲げる採点項目を満たす場合に、同表右欄に掲げる配点を得点とする。

審査事項	採点項目	配点
衛生的な取扱い	手指の洗浄を行っていること。	5 点
	着衣を清潔にしていること。	5 点
	包丁、布巾、まな板を衛生的に取り扱っていること。	5 点
	調理台周囲の整理・整頓を行っていること。	5 点
	調理器具を有毒臓器、粘膜、血液等で汚染した場合は、都度洗浄を行っていること。	5 点
処理の技術	可食部位を示すバットに不可食部位を入れていないこと。	15 点
	可食部分に有毒臓器、多量の粘膜及び血液が付着していないこと。	15 点
内臓の鑑別	肝臓に「肝臓」の名称札を置いていること。	10 点
	腎臓に「腎臓」の名称札を置いていること。	5 点

脾臓に「脾臓」の名称札を置いていること。	5点
心臓に「心臓」の名称札を置いていること。	5点
胆嚢に「胆嚢」の名称札を置いていること。	5点
生殖巣に「卵巣（雌の場合）」、「精巣（雄の場合）」、「生殖巣（両性ふぐの場合）」のいずれかの名称札を置いており、該当しない名称札は使用せずに残っていること。	10点
消化管に「消化管（胃腸）」の名称札を置いていること。	5点

#### 別表第2（第6条関係）

次に掲げる条件を全て満たす者を合格とする。ただし、試験中又は試験後に不正行為が発覚した場合は、この限りでない。

ア 学科試験の得点の合計が満点の6割以上であり、かつ各科目の得点はその科目の配点の3割以上であること。

イ 鑑別試験の得点の合計が満点の6割以上であること。

ウ 処理試験の得点の合計が満点の8割以上であり、かつ次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 不可食部位を食用可能な部位としている場合
- (2) 処理後の食用可能な部位に有毒部位が付着している場合
- (3) 肝臓又は生殖巣の正確な鑑別ができていない場合

第1号様式（第11条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

ふぐ処理者認定試験実施機関指定申請書

山梨県ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定の手続を定める要綱第5条第1項第1号に規定するふぐ処理者認定試験に係る次の事務を担当したいので、山梨県ふぐ処理者認定試験実施要領第11条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

（担当しようとする事務）

- 受験願書、試験案内等の作成
- 試験の実施に係る周知
- 試験問題の作成
- 試験問題の決定
- 受験願書の受付、受験者名簿の作成及び受験票の発送
- 試験の実施
- 採点の実施
- 合格者の決定
- 合格者台帳の整備
- 合格通知書の作成
- 合格者の発表及び合格通知書の発送
- 受験者の科目別得点及び総合得点の開示
- 試験の問題及び正答の公開



## ふぐ処理者認定試験実施機関指定書

所在地

名称

山梨県ふぐ処理者認定試験実施要領第11条第4項の規定によりふぐ処理者認定試験実施機関に指定する。

年 月 日

山梨県知事

印

(担当事務)

- 受験願書、試験案内等の作成
- 試験の実施に係る周知
- 試験問題の作成
- 試験問題の決定
- 受験願書の受付、受験者名簿の作成及び受験票の発送
- 試験の実施
- 採点の実施
- 合格者の決定
- 合格者台帳の整備
- 合格通知書の作成
- 合格者の発表及び合格通知書の発送
- 受験者の科目別得点及び総合得点の開示
- 試験の問題及び正答の公開

第3号様式（第13条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

ふぐ処理者認定試験実施報告書

ふぐ処理者認定試験を実施したので、山梨県ふぐ処理者認定試験実施要領第13条第4項の規定により報告します。

- 1 試験の日時及び場所
- 2 受験申込み者数及び受験者数
- 3 試験の管理・監督状況（試験問題の不備及び不正行為の発覚を含む。）
- 4 今後の試験の実施において参考となる事項

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

ふぐ処理者認定試験合格者決定報告書

ふぐ処理者認定試験の合格者を決定したので、山梨県ふぐ処理者認定試験実施要領（以下「要領」という。）第13条第5項の規定により報告します。

- 1 試験の日時及び場所
- 2 受験者数及び合格者数
- 3 合格判定基準（要領別表第2）の運用状況
- 4 今後の合格判定において参考となる事項

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

ふぐ処理者認定試験実施機関指定解除申請書

ふぐ処理者認定試験実施機関の指定を辞退したいので、山梨県ふぐ処理者認定試験実施要領第14条第1項の規定により申請します。

1 辞退する年月日

2 辞退する理由

第6号様式（第14条関係）

## 指定解除承認通知書

所在地

名 称

年 月 日に申請のあったふぐ処理者認定試験実施機関の指定解除については、次の条件を付して承認するので、山梨県ふぐ処理者認定試験実施要領第14条第2項の規定により通知する。

年 月 日

山梨県知事

印

○条件